主文

被告人を無期懲役に処する。

未決勾留日数中120日をその刑に算入する。

押収してある携帯電話1台(平成13年押第35号の2)及び財布1個(同号の3)を被害者の相続人に還付する。

理由

(犯行に至る経緯)

被告人は、福島県で3人兄弟の三男として出生し、地元の小、中学校を卒業して、県立高校に進学し、平成13年3月高校を卒業した。被告人は、その後も実家に両親等とともに居住し、同年5月中旬ころからは地元の工務店で大工見習いとして働くこととなったが、仕事は週末を除いて県外に出張しての泊まり込みのものがほとんどであった。

では、 一様告人は、同年で、 同年で、 のであるがあれば、 のであるがあれば、 のであるがあれば、 のであるがあれば、 のででは、 のであるがあれば、 のであるがあれば、 のであるがあれば、 のでののののでは、 のでのののでは、 のでのののでは、 のでは、 のででは、 のでは、 のでい

被告人は、同日午後7時ころ、被害者からサンドイッチとおにぎりをもらい、前記空きスペースで、被害者と一緒に飲食したが、その際、被害者から「仕事上の都合で明日午前10時までに郡山に帰らなければならない。」旨の話を聞き、被害者が翌日朝にはり号埠頭を立ち去る予定であることを知った。被告人は、同日午後7時30分ころ、被害者と別れて、自分の軽自動車に戻り、シートを倒した運転席に寝転がったが、明日から被害者がいなくなると食べ物が手に入らなくなるのでどうしたらいいだろうと心配になった。そこで、被告人は、被害者に気付からいようにこれを盗むことは無理であると思った。そこで、被告人は、被害者から所

持金を取るにはこれを奪うしかない、被害者には自分の身の上などについて正直に 話してあるので、被害者から所持金を奪っても被害者が生きていればすぐに警察に 捕まってしまうなどと考え,被害者を殺害して所持金を奪おうと決心した。また, 被告人は,被害者のワゴン車は,電気ポットや冷蔵庫も付いていて,生活するのに 便利であるし、自分の軽自動車がガソリン切れのため動かなくなっていたので、被 害者を殺害した後は,被害者のワゴン車をも奪って使用しようと考えた。その晩 は、台風が近づいているため埠頭には被告人と被害者しかいなくなっており、この ことから、被告人は、今夜なら人に見られることもなく捕まらないで済むから、被害者を殺害できるなどとも考えた。さらに、被告人は、埠頭の植え込みに転がっている鉄パイプを使って被害者を殴って殺そうなどと考えを巡らしていたが、どうや って不意をついて殴ろうかなどと考えているうちに眠ってしまった。

被告人は、翌22日午前3時過ぎころ目を覚まし、軽自動車を降りて埠頭のトイ レに行ったが、その際、消波ブロック置き場内の前記空きスペースから光が漏れて いたので、同所に近づいていったところ、被害者は風よけのために同スペースの入 り口に敷物をつるして、そのスペースの中におり、被告人と言葉を交わした。その後、被害者は消波ブロック置き場から出て、岸壁に向かったので、被告人は、被害 者を鉄パイプで殴り殺そうとの思いを胸に秘めたまま被害者について行った。被害 者は、岸壁上に置いてあった自己の釣り竿などの一部がなくなっているのに気付い て探し始めたが、30分くらい後、探すのをあきらめて岸壁からワゴン車の方に戻 り始めた。その際、被告人は、密かに鉄パイプを拾い、右手に持って身体の背後に 殴る機会をねらって被害者の後を歩いたが、胸がどきどきして手が震え実行 できないでいるうちに、被害者はワゴン車に戻ってしまった。そこで、被告人は、いったん自分の軽自動車に戻った後、まもなく同車を降りて、再度鉄パイプを持ち、物陰から被害者のワゴン車の様子を見張り、被害者の殺害の機会を窺った。3 O分くらい見張った同日午前5時ころ、被害者は、ポリタンクを手にして、ワゴン 車側面のスライドドアから車外に出て、ポリタンクからワゴン車に給油をし始め た。それを見た被告人は、今が被害者を殺害する好機だと見て取り、鉄パイプを手 にして、足音を忍ばせて被害者の背後から近づき、被害者の背後約1メートルの地 点で立ち止まった。 (罪となるべき事実)

被告人は、少年であるが、被害者を殺害して金品を強取しようと企て、平成13年8月22日午前5時ころ、福島県いわき市a字cd番地所在のa港b号埠頭にお いて、同人の背後から、両手で握った鉄パイプ(長さ約91センチメートル、直径 約4. 3センチメートル、重さ約2. 2キログラム。平成13年押第35号の1) を自らの頭上に大きく振りかぶり、カー杯振り下ろして被害者の後頭部を殴打し、 頭蓋骨骨折, クモ膜下出血等の傷害を負わせ, よって, そのころ, 同所において, 同人を上記傷害に基づく外傷性脳障害により死亡させて殺害した上, 同人所有の現金約3万3000円及び普通乗用自動車1台ほか2点(時価合計約65万円相当) を強取したものである。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

被告人の判示所為は、刑法240条後段に該当するところ、所定刑中無期懲役刑 を選択し、被告人を無期懲役に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中120日をその刑に算入し、押収してある携帯電話1台(平成13年押第35号の2)及び財布1個(同号の3)は、いずれも判示の罪の贓物で被害者に還付すべき理由が 明らかであるから、刑事訴訟法347条1項によりこれらを被害者の相続人に還付 することとし、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に 負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は,犯行時18歳で家出中の被告人が,毎日遊び暮らすうちに所持金を使い 果たし、家出中に顔見知りとなり世話になっていた被害者を殺害した上、現金約3万3000円及びワゴン車等を強取したという凶悪かつ重大な事案である。 被告人は、勤務先から給料を受け取るや大好きなパチスロが思い切りできるなど

と考え、自宅に帰らず、そのまま遊び続けてやろうと家出を決意し、埠頭に自分の 車を停めて寝泊まりしながら無為徒食の生活を続けて、所持金を使い果たし、本件 犯行に至ったものであるが、被告人が生活に困窮するようになったのは、ひとえ に、被告人自身の安易かつ無軌道な生活態度によるものであり、その点で同情の余 地に乏しく、いわんや自己の責任に起因するその窮状を、他人の生命を奪い金品を

強奪することによって打開せんとした被告人の本件犯行は、短絡的かつ自己中心的というべきであって、人命軽視も甚だしく、その動機に酌量の余地はない。しか も,親切に世話をしてくれた感謝すべき相手であるはずの被害者をほとんど躊躇す ることなく殺害したという本件犯行の背倫理性には誠に重いものがあり, 厳しい非 難を免れない。被告人は、被害者が翌朝埠頭から立ち去ることを知るや、食べ物が 手に入らなくなることを心配して、短時間のうちに被害者を殺害して金品を強取す る意思を固め、埠頭の植込みに転がっていた鉄パイプを凶器として使用することと して、犯行の2時間近く前から被害者の動静を観察しながら犯行の機会を窺った末 本件犯行に及んだものであって、本件は確定的殺意に基づき計画的に行われた犯行 である。その犯行の態様は、被害者がワゴン車から出て給油をし始めるや、被害者 の背後に忍び寄り、殺意をもって、重さ約2.2キログラムの鉄パイプを頭上に振 りかぶり、カー杯振り下ろして同人の後頭部を強打し、さらに、しばらくしてかろうじて立ち上がって車内に入ったものの、身動きすることもなく息を引き取り、仰 向けに横たわっていた被害者の両足首を持って思い切り引っ張り、被害者の身体を 車外に出して地面に落とし、そのまま地面の上を引きずって、人目に付かないコンクリートブロックの間まで運んだ上、被害者の作業着を剥ぎ取るなどして所持金を 探し、そのポケット内から財布や携帯電話を奪い取り、その後、ワゴン車に乗り込 んで、現場から立ち去るなど、冷酷非情で残忍な悪質極まりないものである。被告 被害者が鉄パイプで殴打された後に血を流しながらもワゴン車内に入ったた 人は. め、驚いて自分の軽自動車にいったん戻ったものの、やはり被害者のとどめをさして金品を強取しようと考え、再び鉄パイプを持ってワゴン車に赴いたのであって、 被告人のその犯意の強固さには、戦慄を覚えずにはいられない。 さらに、被告人は、本件犯行後、翌日警察官に職務質問を受けるまでの間、強取した現金の多くをパチスロで費消するなどしており、犯行後の情状もよくない。被害 者は、本件当時、仕事をせず、自宅を離れて埠頭で生活していたものであるが、子 どもにはたびたび電話を入れるなど決して家庭を放棄しておらず、 っていなかったのであり、まさに家族の下に戻り仕事を再開しようとしていた矢先 に、こともあろうに、繰り返し食事の世話をするなどして目を掛けてきた被告人から不意に襲撃されて、非業の死を遂げ、金品を強奪され、見るも無残な姿で発見されるに至ったものであり、被害者の無念さは察するに余りある。被害者を突如殺害された遺族は痛惜と悲嘆の情を述べ被告人の厳重処罰を望んでいるが、その心情は

件犯行が社会一般に与えた衝撃にも大きいものがある。 以上によれば、被告人の刑事責任は極めて重大である。

十分に理解できるところである。加えて,被告人によって敢行された凶悪重大な本

しかしながら、当裁判所は、上記のような被告人のために有利な諸事情を最大限 斟酌しても、本件犯行の動機、態様、結果等に照らせば、被告人の刑事責任は、前 記のとおり、極めて重大であって、本件において酌量減軽をするのが相当であると 認めることはできないから、被告人に対しては主文のとおり無期懲役刑を科すこと とした次第である(求刑 無期懲役)。

平成14年3月27日 福島地方裁判所いわき支部 裁判長裁判官 彦 坂 孝 孔

裁判官 土 屋 信

裁判官 大 寄 淳